

不審・悪質な訪問販売にはご注意ください

作業着等を着用して市（上下水道部）から依頼されたと偽り、お客さま宅を訪問し、勝手に水質検査や給（排）水管工事を行って料金を請求するといった詐欺や浄水器を売りつける悪質な訪問販売が全国で多発しています。

上下水道部では、そのようなことは行っておりませんので、**十分ご注意ください。**

少しでも不審に思われた場合は、身分証明書の提示を求めるか、上下水道部に連絡してご確認ください。



令和6年4月1日からの上下水道部の組織改編について

上下水道部では、下水道事業の持続及び下水道施設の統廃合、管理の効率化を推進するため、「**工務課下水道施設係**」を新設します。

＜新連絡先＞ ○電話番号：0234-22-1854
○FAX番号：0234-22-2701

能登半島地震災害派遣について

令和6年1月1日の能登半島地震の発生に伴い、日本水道協会山形県支部を通じて、給水車1台の応援要請がありました。

酒田市では、1月13日から1月18日の6日間、石川県の七尾市と珠洲市に上下水道部職員4名を派遣し、給水活動を行いました。地域住民を対象とした拠点給水や病院、移動式トイレの受水槽への給水支援を行いました。

上下水道部は、災害に備え、お客さまの安全・安心のために、ライフラインの維持に今後も努めてまいります。



上下水道料金のお支払い、水道の使用開始・中止、名義変更、受益者負担金、合併処理浄化槽分担金、その他上下水道に関するお問い合わせは…

酒田市上下水道お客さまセンター

TEL.0234-22-1811 / FAX.0234-22-3160

お支払い等の
窓口営業時間
〈平日〉
8:30~17:15

みんなの水さかた

2024年春 第44号

編集・発行 ● 酒田市上下水道部 酒田市末広町14-14 ☎0234-22-1812



写真：左から矢口酒田市長、沼澤山形県企業管理者

～水道事業広域化の早期実現を目指して～

令和6年2月14日、本市、鶴岡市、庄内町で構成する庄内地区受水団体協議会（会長 矢口酒田市長）は、水道水の供給元である庄内広域水道用水供給事業を運営する山形県企業管理者に対し、事業統合による広域化の実現に向けた要望書を提出しました。

令和5年3月に山形県が策定した「山形県水道広域化推進プラン」の基本方針では、「庄内広域水道用水供給事業と受水団体との水平垂直統合」を図ること、さらなる経営基盤の強化を目指すこととしています。

事業統合の早期実現により、水道事業の経営基盤の強化を図り、安全・安心な水道水の供給に努めてまいります。

水道の使用開始・中止の手続きはお早めに

使用開始・使用中止(引っ越しの届出)の手続き

転勤、転居などにより引っ越しが決まりましたら、上下水道お客さまセンターにお電話いただくか、インターネット（電子申請）による手続きが必要です。引っ越しの3～4日前（電子申請は5日前）までご連絡ください。

<手続きフロー>

- 転入・転居により新しく使用を始めるとき
- 畑や作業小屋など、閉栓中の水道を使用するとき

- 引っ越しなどにより水道の使用を中止するとき
- 旅行や施設入所など長期不在で使用しないとき

水道使用開始届

水道使用中止届

お客さまセンターへ電話
☎0234-22-1811

インターネット

パソコンからは
「酒田市 水道 使用開始
(使用中止)」で検索

電話や
インターネットでの
手続きが便利です

スマートフォンなどからは

「使用開始」
やまがたe申請へ



「使用中止」
やまがたe申請へ



市公式LINEからでも手続きは可能です！

引っ越しの手続きなど、必要な手続きを案内することができる、「手続き検索機能」を追加しました。お客さまの状況に合わせて「はい」「いいえ」で答えていただくと、水道の使用開始・中止を含めた必要な手続きをご案内することができます。まずは、市公式LINEの登録からお願いします。

上下水道料金等の納付は口座振替が便利

水道料金・下水道使用料等のお支払いは、お客さまの預貯金口座から自動的に差し引く口座振替が便利です。

酒田市内に本・支店のある収納取扱金融機関（※1）でご利用できます。

<口座振替の手続き方法>

◎市内に本・支店のある金融機関の窓口で口座振替の申し込みをしてください。

持ち物：通帳と通帳の印鑑、納入通知書か検針票

※上下水道お客さまセンターや市役所、各総合支所では手続きができませんので、ご注意ください。

※1…庄内銀行、山形銀行、きらやか銀行、鶴岡信用金庫、東北労働金庫、庄内みどり農業協同組合、酒田市袖浦協同組合、山形県漁協協同組合、ゆうちょ銀行、北都銀行（口座振替のみ）

給水装置所有者変更の届出が電子申請で可能です

土地の売買や相続等に伴い、水道（給水装置）の所有者が変更になる場合は、上下水道部へ「給水装置所有者変更届」の届出が必要となります。

令和5年2月からやまがたe申請（酒田市電子申請サービス）で届出ができるようになっております。手続きの際は、やまがたe申請の利用者登録が必要となりますのでご注意ください。

なお、文書による届出も引き続き行うことができますので、オンライン申請を利用しない場合は、これまでどおり申請書による届出をお願いいたします。



給水装置・排水設備の工事は市指定の事業者・工事店へ依頼してください

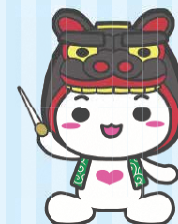
宅地内の給水装置や排水設備などの工事は、指定給水装置工事業業者や指定下水道工事店で施工しなければなりません。指定給水装置工事業業者や指定下水道工事店以外で施工し、その後、トラブルの原因となっている事例が全国で発生しています。上下水道の工事を依頼される場合は、上下水道部から指定を受けているかをご確認のうえ依頼してください。



〈指定給水装置工事業業者一覧〉



〈指定下水道工事店一覧〉



水道水の水質検査について

安全・安心な水道水を提供しております！

日ごろから安心して水道水をご使用いただけるよう、水源から各ご家庭の蛇口に至るまで、定期的に水質検査を行っています。

上下水道部では、水道法に定められた水道水の水質基準項目（全51項目）の全ての基準を満たした安全で清浄な水道水をお届けしています。

水質検査結果及び水質基準項目の解説などは、酒田市のホームページに掲載されていますのでご覧ください。

